

研究部会活動報告

菟 原 明
(研究部会長)

前任者古川陽二教授の在外研究（イギリス）にともない、後任としてその残任期間研究部会長の職を勤めることとなった。事情のわからないままに、活動を開始せざるを得ず、前任者のように十二分な研究活動を組織し得たかはまったくもって心許ない限りである。しかし、主として法律学科所属の各先生方の積極的なご協力を得て、無事この一年間を乗り切ることができた。

I 定例研究会の開催

昨年度研究部階調の立てた方針を踏襲して、今年度も研究会四回の開催を目標とし、これを実現することができた。これもひとえに法学研究所所長をはじめ、各部会担当者のご尽力のおかげであった。

研究報告については、ここ数年問題となっていた「成年後見制度」について、同制度につき造詣の深い本学非常勤講師須永醇先生（法政大学名誉教授）にお願いすることができた。

なお、今年度は定年退職を迎える三名の先生方（江藤介泰、丹宗昭信、町井和朗）に、これまでの研究経歴をふまえたご報告をお願いすることができ、われわれ後進にとって非常に有益な示唆をえることができた。

研究開催日時、報告者およびテーマは以下の通りである。

第一回 2000年6月28日（水）

報告者：須永 醇（本学非常勤講師）

テーマ：成年後見制度について

第二回 2000年7月19日（水）

報告者：江藤介泰（本学教授）

テーマ：戦後フランスの弁護士制度改革について

第三回 2000 年 11 月 22 日（水）

報告者：丹宗昭信

テーマ：公法私法二元論についての一省察—経済法（特に独禁法）の法体系への位置づけの観点からみて—

第四回 2001 年 1 月 24 日（水）

報告者：町井和朗

テーマ：日米憲法比較研究断片

研究部会は、四班（フランス近代法研究班、現代人権法研究班、法律情報研究班および医療と法律研究班）に再編されたことは昨年度の研究部会報告で報告された通りである。各研究班には昨年度と同様に研究助成が行われた。各研究班にあっては、定例研究会の開催または研究合宿を行うことで、調査・研究期間の完成年度である本年においては、各研究班とも班設置当初の研究目的・計画の段階的実現を目指し、また、研究成果の公表に向けて鋭意努めている。

また、現代人権研究班には、新たに学外から上村英明氏（明治学院大学国際平和研究所特別所員）を法学研究所客員研究員に迎えることができ、研究班活動のいっそうの充実が図られることとなった。

II 公開法律シンポジウム

法学研究所主催の公開法律シンポジウムも本年で 10 回を数えるにいたった。

第 10 回のテーマは、アップ・ツー・デイトな問題であり、社会の耳目を集めた「少年法改正」問題が選択された。「少年法改正を考える」と題して、2000 年 12 月 15 日（金）本学内で、本シンポジウムは開催された。

司会、講師陣として、司会には、第一回からお願いしている木村晋介弁護士に、講師陣には、少年法、少年問題に詳しい方々、石井小夜子弁護士、土本武司帝京大学教授および福田雅章一橋大学教授・本学非常勤講師にお願いすることができた。講師陣の中でも活発な議論がなされ、また会場から多くの発言を得ることができ、成功裡に終わった。

第 10 回のシンポジウムを終え、10 年間のシンポジウムの公刊物を、研究所主催行事の記念の一里塚として一冊の書物にまとめる企画が考えられてもよいのではないか。

なお、本シンポジウム開催にあたっては、板橋区教育委員会の後援を得た。

以上

訂正とお詫び

本法学研究所報第 20 号 2000 年 3 月発行の 44 頁と 45 頁で、尾中普子先生の所属が「東京国際大学」教授となっているが、これを「平成国際大学」教授と訂正するとともに、先生には多大なご迷惑をおかけいたしたことをお詫び申し上げます。